

こんにちは。毎月の「人事労務解決コラム」とは別に、人事労務に関する最新情報をタイムリーにお伝えしていきます。

【今回のテーマ】ほくうん（北海道）に事業停止命令、元請責任も認定

社会保険労務士事務所セオス：<http://ceoss-sr.jp>

---

こんにちは。今回は 1 月 28 日の物流サイトに掲載された記事を抜粋します。

行政・団体北海道運輸局は 28 日、札幌市東区の運送会社「ほくうん」が運転者の乗務・勤務時間基準を著しく超過していたとして、昨年 1 月の行政処分基準の強化以降、乗務時間基準違反を理由とする行政処分ですべて初めて、同社の本社営業所に対して 30 日間の事業停止を命じた。さらに、元請運送事業者の関与も認め、荷主勧告制度に規定する警告書を発した。基準強化以後、同制度に基づいて警告書を出したのは全国で初めて。

同運輸局は、北海道労働局から労働基準法違反があったとの通報を受け、昨年 8 月 26 日から 3 回にわたってほくうんの本社営業所に一般監査を実施。運転者の勤務時間について、国土交通省では厚生労働省の改善告示と同じ内容を基準として告示しているが、同社所属の運転者のうち 3 人以上が月間 31 件以上もの著しい違反となっていたことが判明し、ほかの運転者も過半数が乗務時間基準に違反していた。

監査には、特に悪質であったり社会的な影響の大きな端緒の場合に実施する特別監査と、それ以外の一般監査があり、今回は一般監査として臨店を行った。北海道運輸局によると、「当初はこれほど（ひどい状況）だとは思わなかったが、フタを開けてみると大変な違反状態だった」という。このため、運輸支局ではなく同運輸局が直接監査に臨み、乗務時間基準違反など 12 項目にわたる違反を確認、本社営業所の事業停止 30 日間と車両の使用停止延べ 30 日間の処分に至った。

また、元請け運送会社についても「一定の関与があった」と初認定したが、関与の程度を勘案して社名公表を伴う「勧告」処分ではなく、警告書を発した。ほくうんは苫小牧営業所でも昨年 9 月 9 日付けで乗務時間基準の順守違反など 2 件の違反が認定され、延べ 30 日間の車両停止処分を受けており、今回の処分と合わせて累積違反点数は 36 点となった。

引用ここまで。

長距離バスの事故を契機にして、運輸・運送業界の労働環境の実態が明るみになり、昨年からは行政処分基準が引き上げられましたが、元請下請の関係上やむを得ず従来通りまたはそれ以上の業務量をこなさなければならない実情があるようです。かといって、このような違反は看過されるものではありませんが…。